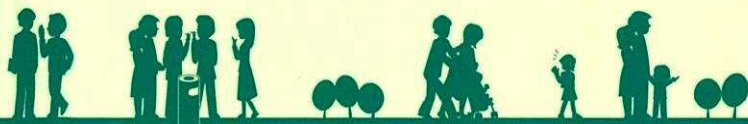


日本たばこ産業株式会社

# 分煙

## コンサルティング

活動のご紹介



ひとの  
ときを、  
想う。



# はじめに

この冊子は、分煙環境の整備に関心や疑問をお持ちの方にお読みいただくために作成いたしました。

はじめに、分煙に関するJTの基本的な考え方と、分煙コンサルティング活動の概要をご紹介します。

## 私たちが考える「分煙」

JTでは、「分煙」を次のように考えています。

たばこを吸われる方にとっても吸われない方にとっても、  
快適で、双方が共存できる環境  
たばこを吸われる方にとっても吸われない方にとっても、  
さまざまな選択肢が揃っていて、それらを自由に選べる環境

分煙には、さまざまなカタチがあります。喫煙スペースを設置する、喫煙エリアと非喫煙エリアを分ける、壁で仕切る – これらひとつひとつは、もちろん、有効な分煙手法です。

ただ、分煙のカタチをひとつに決めてしまうのではなく、吸われる方にとっても吸われない方にとっても、さまざまな選択肢が揃っていること、そしてそれらを自由に選べる環境であること、それがより良い「分煙社会」と考えています。

JTでは、これまで培ったノウハウを生かし、かつ法令や条例を遵守しながら、たばこを吸われる方・吸われない方の双方を考慮した空間造り、そして双方が共存できる社会の実現に取り組んでいます。

弊社は、事業者様が実施される喫煙環境整備について、無償でコンサルティングするものですが、喫煙環境整備に伴う設計および施工等については、事業者様の責任において、行っていただくものとなりますので、あらかじめご了承ください。また、弊社は、一切の責任を負いかねますので、法令の解釈等について、ご不明な点があれば、行政機関にお問い合わせされることをお勧めいたします。

## JT の分煙コンサルティング活動

分煙コンサルティング活動では、自治体や企業、あるいは飲食店の方々などが分煙環境を整備する際、その方法について無償でアドバイス等をさせていただいております。また、分煙試験室での技術的な研究や検証、ホームページでの情報提供なども行っております。

「どのように分煙すればいいのかわからない」「喫煙スペースからのニオイや煙の漏れを防止する方法を教えてください」など、2004年の活動開始以降、分煙環境に関する私たちへのご相談件数は年々増えております。

喫煙に関する社会の状況は年を追って変化しており、それに伴い、求められる分煙環境の形も変化していくものと考えられます。私たちはこれからも、時代に合った分煙環境整備のお手伝いをさせていただきます。

### ▼ 分煙試験室での研究・検証



### ▼ ホームページでの情報提供



### ▼ 自治体や企業と協働で実施した分煙環境整備



## 分煙環境へのニーズと求められる役割

分煙環境へのニーズと求められる役割は、施設や利用者によってさまざまです。分煙環境を整備する際は、施設の性質の違い、およびその施設を利用するすべての方々（たばこを吸われる方・吸われない方の双方）のニーズを考える必要があります。

### ● オフィスの分煙環境

仕事の合間のリラックスや休憩の時間は、質の高い仕事を効率よく進めるうえで重要です。たばこを吸われる方は、たばこを仕事の合間に気分をリフレッシュさせるためのツールとして考えており、喫煙スペースへのニーズは高いといえます。

最近の調査結果では、通常の打ち合わせや商談とは違う、喫煙スペース内でのリラックスした雰囲気の中での会話（インフォーマルコミュニケーション）も、業務に新たなアイデアなどを生み出すために効果的であり、リフレッシュスペースや喫煙スペースはコミュニケーションの活性化に寄与する場として有効である、とされています。

こういった効果は、吸われる方だけでなく、吸われない方も一定の理解を示しており、煙やニオイなどが漏れない喫煙スペースであれば、オフィスに分煙環境があることを許容しています。

また、ビルに入居するテナントも従業員が働きやすい環境を求めており、喫煙スペースの有無が入居するビルを選ぶ際の大きな要素のひとつになっている、という調査結果もあります。



## ● 商業施設の分煙環境

商業施設の喫煙スペースは、お連れの方の買い物を待つ方、買い物の合間に休憩する方など、多くの方々に利用されています。

特に最近の大型商業施設は、長時間の滞在を想定して計画されたものも多く、その分、お客様の喫煙スペースへのニーズも高まっています。分煙環境が整備されていなければ、お客様が買い物を早々に切り上げて帰ってしまわれる、別の施設を利用される、といった可能性もあります。

また、商業施設における分煙環境の整備は、ポイ捨てによる火災の発生や未成年者の喫煙の防止、美化による施設のイメージアップ、といったメリットも期待できます。

ただし、子ども連れの方が多きことも商業施設の特徴です。煙やニオイの漏れない、しっかりと分煙環境の整備が求められます。

## ● 飲食店の分煙環境

たばこを吸われる方にとって、喫煙できるかどうかは、飲食店を選ぶ際の判断材料になるほど重要な事項です。また実際に、禁煙にしたらたばこを吸われるお客様が減少し、お店の売上げが落ちてしまった、という事態も発生しています。

一方、たばこを吸われない方も、その多くは全面禁煙までは求めています。ただし、煙やニオイを迷惑に感じておられる方がいらっしゃるのも事実です。

飲食店は食事やお酒、会話などを楽しむ場であると同時に、商談や待ち合わせなど、さまざまな用途で利用されることが想定される場所です。そして、これらすべての方が快適に過ごせる環境であることが求められます。

たばこを吸われるお客様、吸われないお客様の双方に快適に過ごしていただき、より多くのお客様にご来店いただくために、「分煙」はひとつの解決方法といえます。

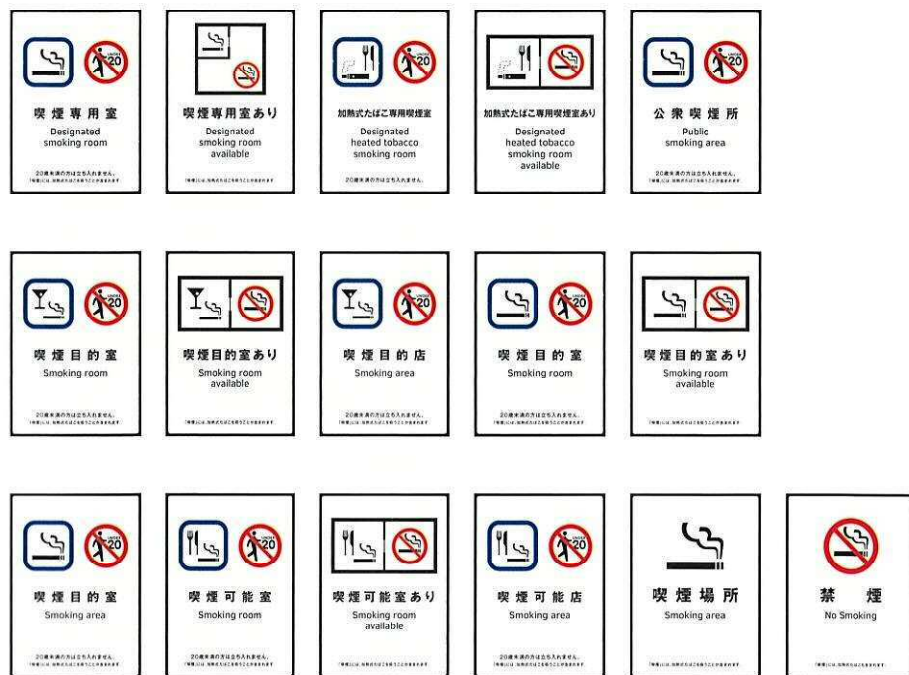
## いろいろな分煙

分煙には、さまざまなカタチがあります。ここでご紹介しているのは基本的なカタチであり、実際にはこれらを組み合わせることによって、個々の施設にマッチした分煙環境を整備することが求められます。

### ● 標識

店内喫煙スペース前に「喫煙専用室標識」「指定たばこ専用喫煙室標識」「喫煙目的室標識」「喫煙可能室標識」、店頭に「喫煙専用室設置施設等標識」「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」「喫煙目的室設置施設標識」「喫煙可能室設置施設標識」を掲示することが義務化されました。

標識を掲示することで、飲食店などにおいて、お客様が入店する前に、その店舗の喫煙環境をお知らせすることができます。お客様はニーズに応じた店舗を自由選択することが可能になります。



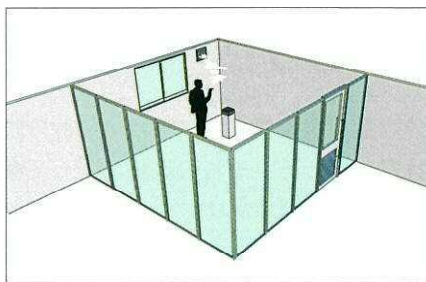
※「禁煙」標識は努力義務

※分煙の手法に関しては、自治体の条例等で一部制限される場合があります。詳しくは、p.33の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

## ● 個室による分煙

間仕切りなどを設置し、喫煙スペースを個室化する方法です。

煙やニオイが喫煙スペースにこもったり、非喫煙スペースに漏れたりしないように、給気口や排気口の設置など、一定の気流が確保できる換気設備が必要となります。

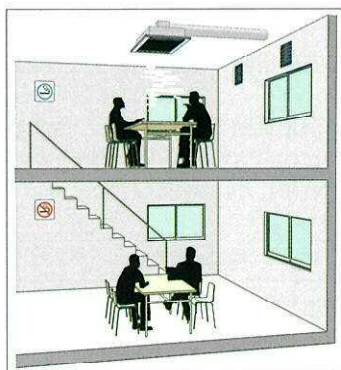


## ● フロア分煙

飲食店などで店舗が複数階に分かれている場合、階に応じて「喫煙フロア」「非喫煙フロア」を設定する方法です。

煙には上昇する性質があるため、基本的には上層階を「喫煙フロア」とします。

小規模飲食店で出来る手法です。大規模飲食店でこの手法を使えるのは、加熱式たばこのみとなります。喫煙専用室の設置は可能です。



## ● 時間分煙

小規模飲食店で、時間帯によって喫煙や禁煙といったルールを変更する方法です。飲食店においては、アルコールを提供しない昼間は禁煙、夜間は喫煙可とするなど、店の営業形態によって柔軟に喫煙のルールを変えることができます。

ただし、未成年者（お客様・従業員様ともに）は、終日入店できません。

## ● 屋外喫煙スペース

屋外に喫煙スペースを設置する場合は、動線から離れた場所に設置する、喫煙可能エリアを明確化するなど、周囲の環境に配慮する必要があります。



# 適切な分煙環境のつくり方

分煙環境の整備においては、施設の種類や喫煙スペースの場所、想定される使われ方など、それぞれの施設によって条件が異なり、それに応じた整備手法にもさまざまなものがあります。

ここでは、分煙環境をつくるうえで必要な知識と、各種の整備手法をご紹介します。

## 分煙環境整備のポイント

分煙環境を整備する際には、法令を遵守してください。

改正健康増進法では、望まない受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること）を防止するために、一定の場所以外の喫煙の禁止が義務化されました。

	施設の類型	喫煙ルール	施行時期
第一種施設	学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎、旅客運送事業自動車・航空機	<b>原則敷地内禁煙</b> 屋外で必要な措置が取られた喫煙所は設置可	2019年 7月1日
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設（事務所・工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等）	<b>原則屋内禁煙</b> ・必要な措置が取られた、喫煙専用室（飲食不可）は設置可 ・経過措置として、必要な措置が取られた、加熱式たばこ専用煙室（飲食可）は設置可	2020年 4月1日
	飲食店	経過措置として、以下の全条件を満たす飲食店は喫煙可（既存特定飲食提供施設） ① 資本金5,000万円以下※ ② 客席面積100㎡以下 ③ 既存の飲食提供施設 <small>※資本金5,000万円以下であっても、条件を満たさない場合あり</small>	
喫煙目的施設	喫煙を主目的とする施設 ・喫煙を主目的とするバー・スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店・公衆喫煙所	<b>喫煙可</b>	2020年 4月1日

※来店客・従業員ともに20歳未満の者を喫煙可能なエリアに立ち入らせてはならない

※禁煙以外の場合は、標識の掲示義務あり

※経過措置の期間は、別に法律で定める日までの間



## 2. たばこの煙の流出を防止するための技術的基準について

- ① 入口風速0.2m/秒以上 ※のれん、カーテン等による工夫も可
- ② 壁・天井等による区画 ※床面から天井まで仕切られていること
- ③ 屋外又は外部の場所に排気

※紙巻たばこ等と加熱式たばこは同様の技術的基準

## 3. 各施設の喫煙ルールについて

### ① 第1種施設（学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎、旅客運送事業自動車・航空機）

- 原則敷地内禁煙  
 (\*屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所で、喫煙場所設置可)
- (\* )要件について
  - 喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること
  - 喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること
  - 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること  
 (※建物の出入口の前ではなく、建物の裏や屋上等に設置することを想定)

### ② 第2種施設（事務所・工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所等）



：禁煙



：紙巻たばこ等喫煙可



加熱式たばこ：加熱式たばこで使用可



：飲食等可能な範囲



20：20歳未満の者の立入禁止



A 全面禁煙

#### 全面禁煙

- 紙巻たばこ等：NG 加熱式たばこ：NG
- 飲食等：OK
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：OK
- 標識の掲示義務：なし



B 喫煙専用室

#### 喫煙専用室

- 紙巻たばこ等：OK 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：NG
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：NG
- 標識の掲示義務：あり（施設の出入口と喫煙専用室の出入口）
- 煙の流出防止措置：入口風速0.2m/秒以上  
 壁・天井等による区画 / 屋外排気

#### 喫煙専用室以外

- Aの全面禁煙の場合と同様



C加熱式たばこ専用喫煙室

加熱式たばこ専用喫煙室※

- 紙巻たばこ等：NG 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：OK
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：NG
- 標識の掲示義務：あり（施設の出入口と加熱式たばこ専用喫煙室の出入口）
- 煙の流出防止措置：入口風速0.2m/秒以上  
壁・天井等による区画 / 屋外排気

加熱式たばこ専用喫煙室以外

- Aの全面禁煙の場合と同様

※法律上は、指定たばこ専用喫煙室（政令状、指定たばこは「加熱式たばこ」とされているため、「加熱式たばこ専用喫煙室」としています）



D B喫煙専用室+C加熱式たばこ専用喫煙室設備

喫煙専用室

- Bの喫煙専用室設置の場合と同様

加熱式たばこ専用喫煙室

- Cの加熱式たばこ専用喫煙室設置の場合と同様

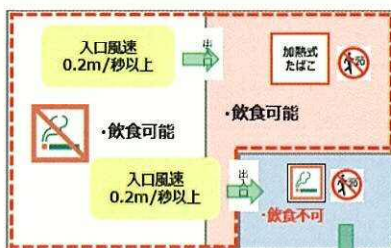
喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室以外

- Aの全面禁煙の場合と同様

(補足) 喫煙専用室+加熱式タバコ専用喫煙室のレイアウトパターン

- どのようなレイアウトにしても、3つの技術的基準を満たす必要がある。  
✓店舗のレイアウトによって、設置する排気設備の数・風量が異なる。

加熱式たばこ専用喫煙室内に喫煙専用室を設置する場合

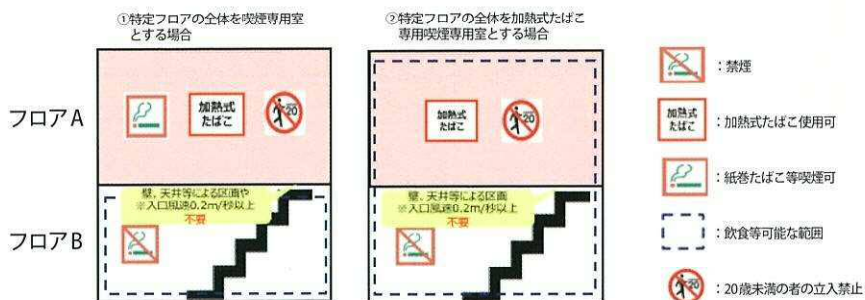


喫煙専用室と加熱式たばこ専用室を別々に設置する場合



- ➡ : 空気の流れ
- : 飲食等可能範囲
- : 加熱式たばこ専用喫煙室
- : 喫煙専用室
- ⊘ : 20歳未満の者の立入禁止

## (補足) フロア分煙について



### フロア分煙

- 紙巻たばこ等： ①の場合OK ②の場合NG
- 加熱式たばこ： ①②いずれの場合でもOK
- 喫煙可能フロアでの飲食等：①の場合NG ②の場合OK
- 20歳未満の者の喫煙可能フロアへの立入（お客様・従業員様）：NG
- 標識の掲示義務：あり（喫煙可能フロアの出入口、施設の出入口）
- 煙の流出防止措置：壁・天井等による区画

## 4. 既存特定飲食提供施設について

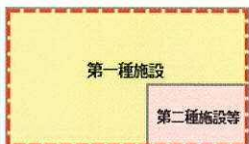
- ① 既存特定飲食提供施設の条件①：資本金5,000万円以下  
以下条件のいずれかに該当する場合は、資本金が5,000万円以下であっても既存特定飲食提供施設としての条件を満たさない。
  - ・ 一の大規模会社(資本金が5,000万円を超える会社)が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する場合
  - ・ 大規模会社(資本金が5,000万円を超える会社)が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社
- ② 既存特定飲食提供施設の条件②：客席面積100㎡以下  
「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員スペース等を除いた場所部分を指す
- ③ 既存特定飲食提供施設の条件③：既存の飲食提供施設  
「既存」とは、2020年3月31日までに、営業を開始していることをいう。  
2020年4月1日以降に、何らかの状況の変更があった場合に引き続き「既存」の店舗に該当するかどうかは、①事業の継続性 ②経営主体の同一性 ③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断

## 【参考】第一種施設と第二種施設等が併存した場合

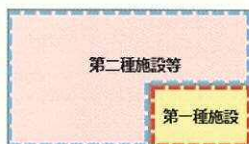
※イメージ図（一部）

：敷地内禁煙

：第二種施設の規定適用



- ①第二種施設等も第一種施設の規定が適用  
例：病院（第一種施設）の中にある喫茶店（第二種施設）



- ②第一種施設は第一種施設の規定が、  
第二種施設等は第二種施設等の規定がそれぞれ適用  
例：ショッピングモール（第二種施設）内の病院（第一種施設）



- ③第一種施設は第一種施設の規定が、  
第二種施設は第二種施設の規定がそれぞれ適用  
なお、施設間をつなぐ廊下等は、各施設の機能や利用者が明確に異なるor区分されている場合はそれぞれの施設区分の規定が適用される（局長通知）  
例：市役所（第一種施設）と議会棟（第二種施設）

## 5. 喫煙可能室の技術的基準

①店舗全体を喫煙可能室とする場合



②店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとする場合



③店舗の一部を喫煙可能室とする場合



①店舗全体を喫煙可能室とする場合

- 紙巻たばこ等：OK 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：OK
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：NG
- 標識の掲示義務：あり（施設の出入口）
- 煙の流出防止措置：壁・天井等による区画（入口風速0.2m/秒以上、屋外排気は不要）

②店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとする場合

- ①の場合と同様

③店舗の一部を喫煙可能室とする場合

- 20歳未満の者の立入 喫煙可能室：NG 喫煙可能室以外：OK
- 煙の流出防止措置：喫煙可能室の入口風速0.2m/秒以上、壁・天井等による区画、屋外排気
- 標識の掲示義務：あり（施設の出入口と喫煙可能室の出入口）
  - ※ フロア分煙の場合は、喫煙可能室の入口風速0.2m/秒以上、屋外排気は不要
  - ※ その他条件については上記①②と同様

## (まとめ) 喫煙可能室の技術的基準

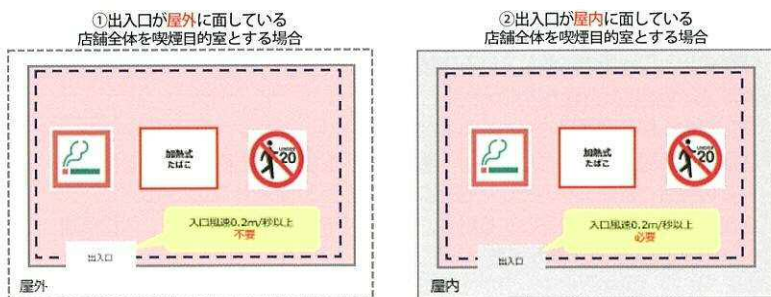
- ① 店舗全体を喫煙可能室とする場合、入口風速0.2m/秒以上は不要  
※店舗の出入口が屋内・屋外の何れに面しているかは問わない
- ② 店舗全体を喫煙可能室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとすることも可能  
※この場合、禁煙エリアとした場所についても、20歳未満の立入禁止
- ③ 店舗の一部を喫煙可能室とする場合、壁・天井等による区画のほか、入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

## 6. 喫煙目的施設について

飲食店のうち、以下の条件を満たす店舗は、喫煙目的施設(喫煙を主目的とするバー・スナック等)として全席喫煙可とすることができる。

- ① たばこの対面販売(出張販売を含む)をしていること  
たばこ販売の許可に関する情報を記載した帳簿の保存が必要
- ② 設備を設けて客に飲食をさせる営業が主として行われていること  
「通常主食として認められる食事」が主として提供する場合を除く  
※ 客に飲食をさせる営業の傍ら、ダーツやゴルフ等をさせることは可  
※ 「通常主食として認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類(菓子パン類を除く)、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が該当するものとされている。ただし、主食の対象は地域や文化により異なるため、実情に応じて判断。

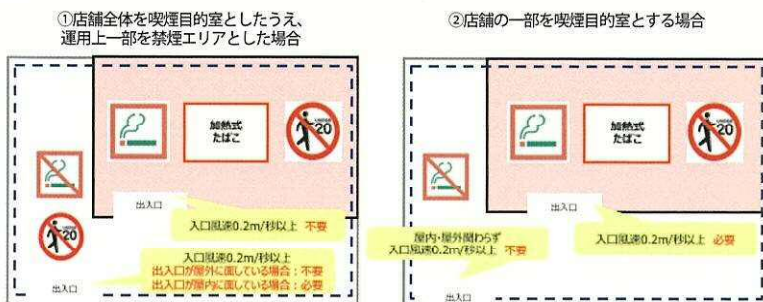
### 喫煙目的室の技術的基準(屋内/屋外の考え方)



#### 喫煙目的室

- 紙巻たばこ等：OK 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：OK
- 20歳未満の者の立入(お客様・従業員様)：NG
- 標識の掲示義務：あり(施設の出入口)
- 煙の流出防止措置：
  - ： 壁、天井等による区画
  - ： ①の場合 入口風速0.2m/秒以上不要
  - ： ②の場合 入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

## 喫煙目的室の技術基準（店舗内の考え方）



### 喫煙目的室

- 紙巻たばこ等：OK 加熱式たばこ：OK
- 飲食等：OK
- 20歳未満の者の立入（お客様・従業員様）：①の場合 喫煙目的室：NG それ以外：NG  
②の場合 喫煙目的室：NG それ以外：OK
- 標識の掲示義務：①の場合 あり（施設の出入口）  
②の場合 あり（施設の出入口と喫煙目的室の出入口）
- 煙の流出防止措置：壁、天井等による区画  
①の場合 入口風速0.2m/秒以上不要  
②の場合 入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

### 喫煙目的施設における分煙パターン

- ① 店舗の出入口が屋外に面している店舗の場合は、入口風速0.2m/秒以上は不要
- ② 店舗の出入口が屋内に面している店舗の場合は、壁・天井等による区画のほか入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要  
※店舗の一部を喫煙目的室とする場合を除く
- ④ 店舗全体を喫煙目的室としたうえ、運用上一部を禁煙エリアとすることも可能  
※この場合、禁煙エリアとした場所についても、20歳未満の立入禁止
- ⑤ 店舗の一部を喫煙目的室とする場合、壁・天井等による区画のほか、入口風速0.2m/秒以上、屋外排気が必要

## 7. 技術的基準を満たせない場合の経過措置について

既存の施設において、管理権原者の責めに帰することができない事由により、技術的基準を満たすことができない場合には、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」を講じた「脱煙機能付き喫煙ブース」の設置が認められている。

「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための必要な措置」の基準は以下の2点

- ① 総揮発性有機化合物（TVOC）の除去率が95%以上
- ② 室外に排気される浮遊粉じん濃度が0.015mg/m<sup>3</sup>以下
- ③ 喫煙専用室等に向かう気流が開口面の全てで0.2m/秒以上

ブースイメージ



※基準を満たしているかは各メーカーにお問合せ下さい

※「脱煙機能付き喫煙ブース」を設置する場合は、後述の標識項目に加えて、施設等標識に、当該喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室または喫煙可能室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨の記載が必要

## 8. 標識について

喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室（フロア分煙含む）、既存特定飲食提供施設、喫煙目的施設の全てにおいて、喫煙可とする場所がある場合には以下の場所に標識を掲示する必要がある。

- ① 喫煙が出来る場所の出入り口
- ② 施設の主な出入り口

標識の配置や配色については、各施設の業態により適宜加工・修正可  
標識に記載しなければならないこと

- ① 喫煙が出来る場所の出入り口
  - ・ 当該場所が喫煙をすることが出来る場所である旨
  - ・ 当該場所への20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨
- ② 施設の主な出入り口
  - ・ 当該施設内に喫煙をできる場所が設置されている旨

## 9. 罰則について

対象	義務内容	罰則
全ての者	① 喫煙禁止場所における喫煙禁止	30万円以下
	② 紛らわしい標識の掲示禁止、標識の汚損等の禁止	50万円以下
施設管理者 (管理権原者)	① 喫煙禁止場所に喫煙器具・設備(灰皿等)の設置の禁止	50万円以下
	② 喫煙禁止場所において、喫煙の中止・退去を求める努力義務	罰則無し
	③ 喫煙可能な場所の出入り口に必要事項を満たした標識を掲示	罰則無し
	④ 喫煙可能な場所がある場合、施設の出入り口に標識を掲示	50万円以下
	⑤ 技術的基準に適合するよう維持	50万円以下
	⑥ 喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入れさせてはならない	罰則無し
	⑦ 喫煙可能な場所を禁煙とした場合、直ちに標識を除去すること	30万円以下
配慮義務	⑧ 帳簿を備え、厚生労働省令で定める事項を記載し保存すること (喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設に限る)	20万円以下
	⑨ 施設の営業・広告をするときは、厚生労働省令が定めるところにより、喫煙可能な施設であることを明らかにすること (喫煙目的施設、既存特定飲食提供施設に限る)	罰則無し
	望まない受動喫煙が生じないよう周囲に配慮する義務	罰則無し

※罰則は過料

基本的には「指導」→「勧告」→「命令」→「罰則」の流れだが、「紛らわしい標識の掲示」「標識の汚損」等については、一度の「指導」により改善が見られない場合は「罰則」が適用となる。

## 10. 用語について

No	用語	説明
1	多数の者が利用する施設	2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設
2	第一種施設	(法令) 多数の者が利用する施設のうち、 ①学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの ②地方公共団体の行政機関の庁舎 (政令) 法令①の健康を損なうおそれが高いものが主として利用する施設は「二十歳未満の者/患者/妊婦が主たる利用者である施設」とする 具体例：学校、病院・診療所、薬局、介護老人施設、難病相談支援センター、あん摩・針灸施術所、児童福祉施設、認定こども園等 ③旅客運送事業自動車・旅客運送事業航空機
3	特定屋外喫煙場所	第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所 ※指定屋外喫煙場所とは別の喫煙場所のため要注意
4	特定屋外喫煙場所の措置	受動喫煙を防止するために必要な措置とは以下の3点 ①喫煙をすることができる場所が区画されていること。 ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。 ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。
5	第二種施設	第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設・旅客運送事業船舶・旅客運送事業鉄道
6	既存特定飲食提供施設	飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のうち、以下に該当するものを除いたものであること。 ①大規模会社(資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社) ②資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社のうち、次に掲げるもの ③客席の部分の床面積が100㎡を超えるもの
7	喫煙可能室	既存特定飲食提供施設が、設置できる喫煙をすることができる室。 施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合している必要がある
8	喫煙目的室	喫煙目的施設が、設置できる喫煙をすることができる室。 施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合している必要がある
9	喫煙可能室の技術的要件	施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合：喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていることとする ※喫煙目的室の室外が屋外でない場合は、風速要件が必要 施設の一部に喫煙可能室を設置する場合：喫煙専用室と同等の基準
10	喫煙目的室の技術的要件	施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合：喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていることとする ※喫煙目的室の室外が屋外でない場合は、風速要件が必要 施設の一部に喫煙可能室を設置する場合：喫煙専用室と同等の基準
11	喫煙専用室の定義	当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室 ※喫煙以外の行為は禁止(=飲食等禁止) ※加熱式たばこの使用も可能
12	喫煙専用室の技術的要件	たばこの煙の流出を防止するための技術的基準は以下のとおりであること。 ①出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。 ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。 ※「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。 ※「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと。



No	用語	説明
13	喫煙専用室の経過措置	管理権原者の責めに帰することができない事由によって、技術的基準を満たすことが困難である場合は、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置*を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。 ※必要な措置とは以下の要件を満たす喫煙ブースを設置し、ブースからの気体を室外へ排気すること ① 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。 ② 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m以下であること。 ③ 喫煙専用室等に向かう気流が開口面の全てで0.2m/秒以上
14	指定たばこ専用喫煙室の定義	第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)への指定たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室 ※喫煙以外の飲食等(カラオケやパチンコ含む)の行為も可能
15	指定たばこ専用喫煙室の技術的要件	喫煙専用室と同等
16	指定たばこ	たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものは、加熱式たばことする
17	喫煙目的施設	多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設 ■ 公衆喫煙所 ・ 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること ■ 喫煙を主目的とするバー、スナック等 ・ たばこの対面販売(出張販売を含む)をしていること ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業(「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。)を行うものであること ■ 店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・ 販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超えるものをいうもの
18	フロア分煙の技術的要件	壁、天井等で区画されていること
19	標識に必要な記載事項	掲出する場所によって標識に必要な記載事項が異なる ■ 喫煙専用室、喫煙目的施設、指定たばこ専用室、既存特定飲食提供施設の喫煙可能室 ・ 喫煙をすることができる場所である旨 ・ 20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨 ■ 喫煙専用室や指定たばこ専用室がある第二種施設、既存特定飲食提供施設の出入り口 ・ 喫煙専用室や指定たばこ専用室、喫煙可能室が設置されている旨 ■ 特定屋外喫煙場所 ・ 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識
20	標識の掲示場所	■ 喫煙専用室、喫煙目的施設、指定たばこ専用室、既存特定飲食提供施設の喫煙可能室 ・ 各専用室等の出入口の見やすい場所 ■ 喫煙専用室や指定たばこ専用室がある第二種施設、既存特定飲食提供施設 ・ 第二種施設等の主たる出入口の見やすい場所 ■ 特定屋外喫煙場所 ・ 特定屋外喫煙場所と認識できる場所
21	法令の適用除外対象施設	・ 「人の居住の用に供する場所」として、家庭の場所や職員寮の個室、特別養護老人ホーム、有料老人ホームなど入所施設の個室の場所。 ・ 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所 ・ 特定施設等の場所において運行している一般自動車等
22	指定屋外分煙施設	自治体が設置する屋外の不特定多数の方が利用する場所において分煙を行う施設 ※健康増進法では規制されていない ※厚労省は「屋外分煙施設の技術的留意事項(通知)」を各自治体に通達し、以下の技術的留意事項を満たすことを推奨 ■ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること 【コンテナ型】 ・ 排気口は天井近くの高い位置であり、人通りの少ない場所に向いていること ・ 給気口は排気口の反対側に設置されていること 【バーティション型】 ・ 壁は一定程度の高さ(2~3メートル程度)があること ・ 出入り口にはクラランクがあること(2回以上が望ましい) ・ 四方の壁の下部に吸気用の隙間があること ※上記基準を満たさなくとも設置は可能としている

## 分煙環境整備の考え方

適切な分煙環境をつくるには、排気風量を確保することにより「①喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙やニオイの漏洩防止」「②喫煙場所の良好な空気環境の維持」を行うことが大切です。

この2つを満たすために、厚生労働省で定められた以下の数値を参考にして分煙環境整備を進めます。

①

喫煙場所から非喫煙場所への  
たばこの煙やニオイの漏洩防止  
(たばこを吸われない方への配慮)



開口部における、非喫煙場所から  
喫煙場所に向かう風速の確保  
**0.2 m/秒 以上\***

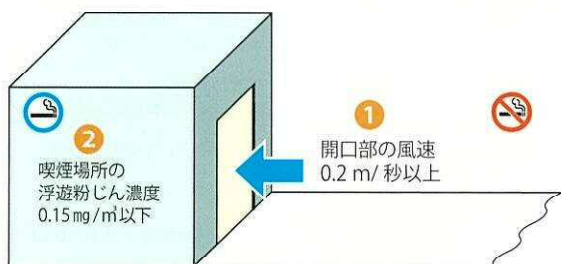
②

喫煙場所の良好な空気環境の維持  
(たばこを吸われる方の快適性向上)



喫煙場所の浮遊粉じん濃度の低減  
**0.15 mg/m<sup>3</sup> 以下\***

※厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」参照



### 厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(2002年6月)

厚生労働省が、分煙効果の評価方法、分煙のあり方等について検討を行い、まとめた報告書です。

屋内における有効な分煙条件が具体的に定められており、非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2 m/秒以上)があること、喫煙室内の条件として、粉じん濃度0.15 mg/m<sup>3</sup>以下、一酸化炭素濃度を10 ppm以下とすること、等が示されています。

## ① 「喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙や二オクの漏洩防止」

喫煙場所から非喫煙場所へたばこの煙や二オクを漏らさないためには、喫煙場所と非喫煙場所の境界部分（開口部）で、喫煙場所へ向かう気流が必要となります。

境界部分（開口部）の空気の流れ（面風速）は、0.2 m/秒以上を確保するのが義務化されています。この風速があれば、煙や二オクが外に漏れ出さないとされています。



境界部分（開口部）の空気の流れは、開口部の面積と排気風量によって決まります。面風速0.2 m/秒を確保するための排気風量は、以下の計算式で求められます。

$$\text{排気風量 (m}^3/\text{時)} = \text{開口部面積 (m}^2\text{)} \times \text{空気の流れ0.2 (m/秒)} \times 3,600 \text{ (秒/時)}$$

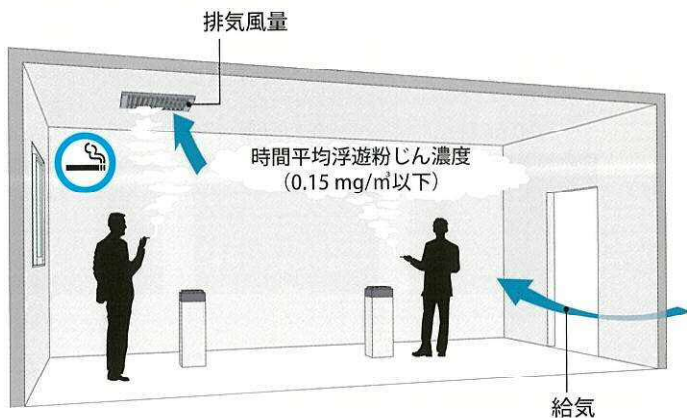


※実際は、計算上の排気風量を1.3倍程度乗じた排気風量が必要になります。

## ② 「喫煙場所内の良好な空気環境の維持」

喫煙場所内の空気を良好に保ち、たばこを吸われる方も快適に過ごせるようにするには、換気量を確保し、室内の浮遊粉じん濃度を抑える必要があります。

室内の浮遊粉じん濃度（時間平均）は、利用者数（たばこの消費本数）から求められ、 $0.15 \text{ mg/m}^3$ 以下であることが望ましいとされています。



室内の浮遊粉じん濃度を時間平均 $0.15 \text{ mg/m}^3$ 以下に抑えるための排気風量は、以下の計算式で求められます。

$$\text{排気風量 (m}^3/\text{時)} = \frac{10 \text{ (mg)}^{\ast} \times 1 \text{ 時間当たりのたばこの消費本数}}{0.15 \text{ (mg/m}^3\text{)}}$$

※たばこ 1 本から発生する粉じん量（中央労働災害防止協会 平成 17 年度報告書より引用）

### 必要排気風量の考え方（まとめ）

必要排気風量の算定については、以下の2つの方法をご紹介します。

①境界部分（開口部）における空気の流れ $0.2 \text{ m/秒}$ 以上を確保するための算定方法

②室内の浮遊粉じん濃度を $0.15 \text{ mg/m}^3$ 以下に保つための算定方法

一般的には、②の方法で算定した排気風量のほうが、①の方法で算定した排気風量より大きくなります。

私たちのコンサルティングにおいては、境界部分（開口部）で $0.2 \text{ m/秒}$ 以上の空気の流れ（面風速）を確保したうえで、可能であれば室内の浮遊粉じん濃度を $0.15 \text{ mg/m}^3$ 以下に保てるような換気計画とすることをご案内しています。

## 分煙環境整備の手法

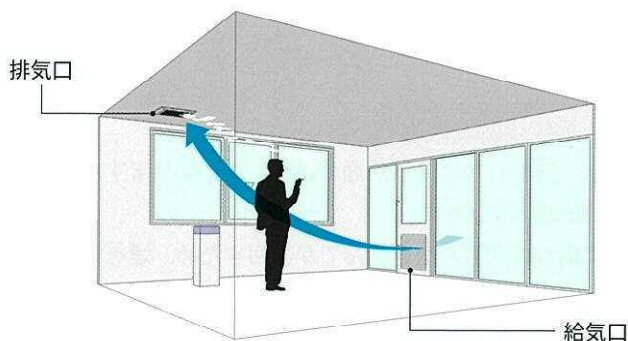
ここでは、分煙環境整備のさまざまな手法をご紹介します。これらの手法を組み合わせることによって、吸われる方にも吸われない方にも快適な空間を作ることができます。

### ● 排気口と給気口の位置

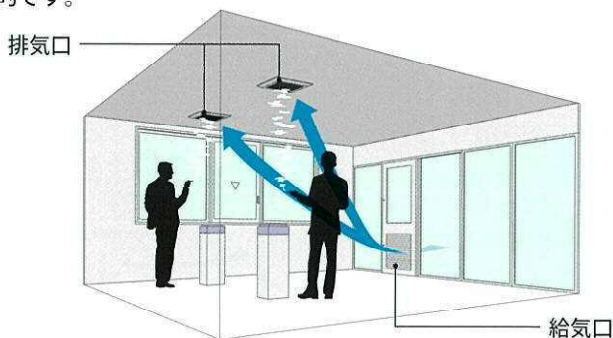
喫煙スペースでは、「排気」と「給気」を組み合わせることで「換気」を行います。壁や天井のファンで排気しようとしても、給気口がなければ空気を取り入れることができず、うまく換気できません。そのため、必ず給気口を設置します。

効率的な換気のためには、給気口から排気口に一方の流れを作るなどの計画的配置が必要です。

適切な分煙環境のつくり方



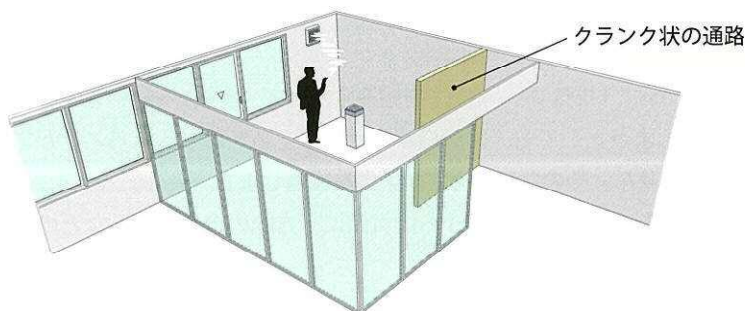
排気口を複数設置できる場合は、灰皿や什器のレイアウトに応じ、分散させて配置するのも効果的です。



※分煙環境整備の手法に関しては、自治体の条例等で一部制限される場合があります。詳しくは、p.33の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

### ● 出入口をクランクにする

出入口付近での喫煙は、煙やニオイが漏れやすくなります。出入口付近に、通路がクランク状になるような壁を設け、そこでの喫煙を防ぐことが、煙の漏れを減らすポイントです。



### ● 扉は引き戸とする

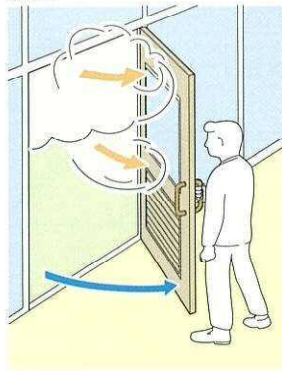
喫煙スペースの扉は、設置しないほうが煙が漏れにくくなりますが、設置する場合は開き戸よりも引き戸が適しています。

開き戸は、開閉時に周りの空気を引き込んでかき回すため、煙を喫煙スペースの外に引き出してしまいます。引き戸は、開閉時に周りの空気をほとんど動かさないので、喫煙スペース内の煙を外に引き出しません。

引き戸



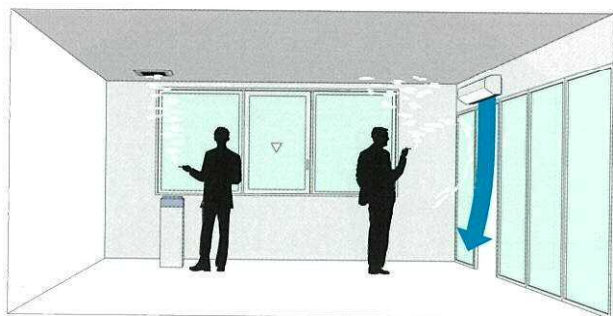
開き戸



## ● エアカーテン

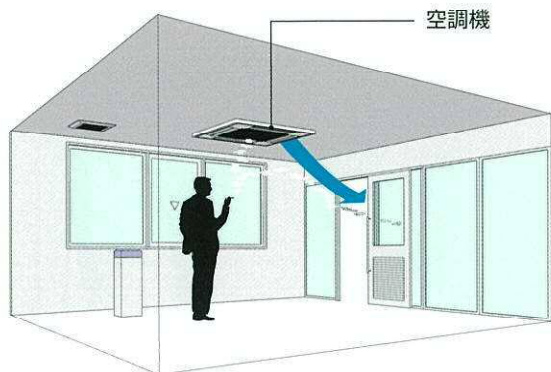
エアカーテンを使用すると、開口面積を狭めるのと同様に、煙が漏れにくくなる効果があります。

「扉や壁を設置できない」「見た目の解放感を重視する」といった場合に有効です。

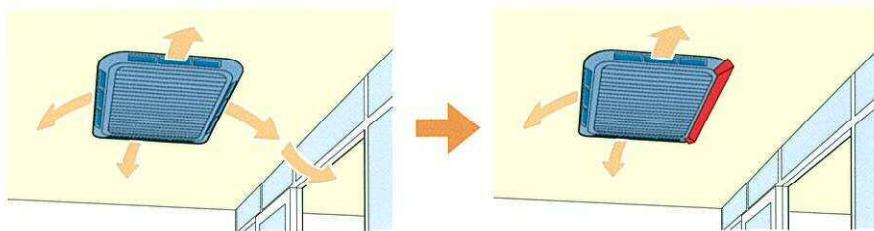


● 空調による空気の流れを制御する

空調機が吹き出す気流の向きによっては、煙や煙の混ざった空気が喫煙スペースの外に吹き出されてしまうことがあります。



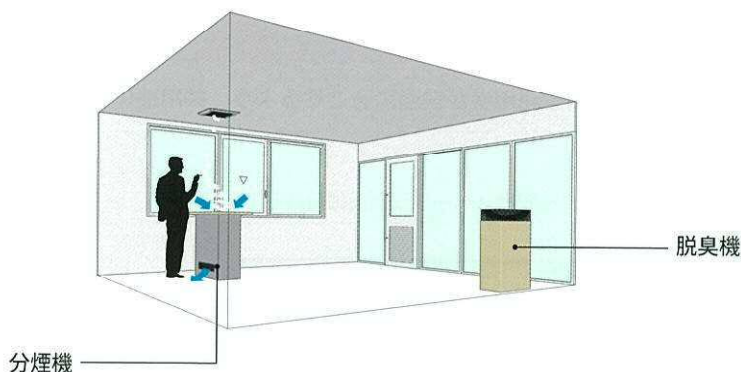
空調機の位置を変えることが難しい場合は、一部の吹き出し口を塞いだり、向きを変えたりして、煙が喫煙スペースから漏れ出さないように配慮する必要があります。





## ● 分煙機を設置する

空気清浄機（分煙機）や脱臭機の設置は、浮遊粉じんを減らし、煙やニオイを抑える効果があります。ただし、煙やニオイを完全に除去できるわけではないため、排気風量が足りない場合に補助的に活用します。



## ● 喫煙スペースに適した内装材を使用する

内装材にたばこのヤニが付着すると、美観を損ねるばかりか、ヤニが再び揮発してニオイ（二次臭）を發します。

このため、喫煙スペースやその近くの内装には、ヤニが付着しにくい素材、付着した汚れを除去しやすい素材を選びます。

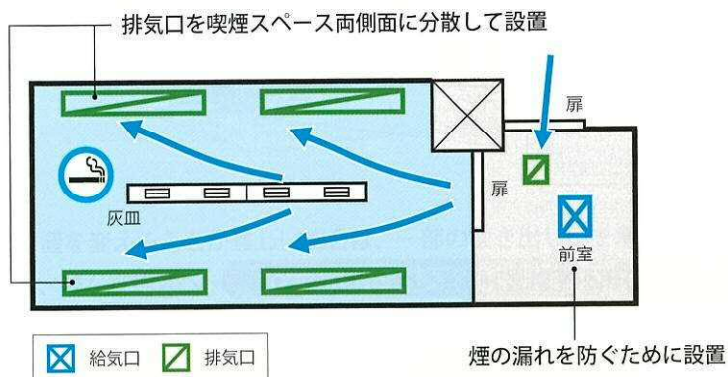
- 壁材：ガラスなど、汚れが目立たず、ヤニの除去がしやすい素材を選ぶ
- 床材：焦げにくい「耐シガレットタイル」や、掃除のしやすいタイル素材を選ぶ
- 椅子：ファブリック素材や皮革・ビニール素材は、焦げなどの可能性があるため避ける

# 分煙環境の整備事例

ここでは、さまざまな施設における分煙環境の整備事例をご紹介します。

## オフィスでの事例 1

新築のオフィスの施設利用者が快適に過ごせるよう、共用部に喫煙スペースを設置しました。



### ● ポイント

- ①煙の漏れを防ぐため、前室を設置
- ②汚れを目立たなくするため、壁面・天井を濃い色合いに
- ③効率的に排気するため、喫煙スペース両側面に排気口を分散

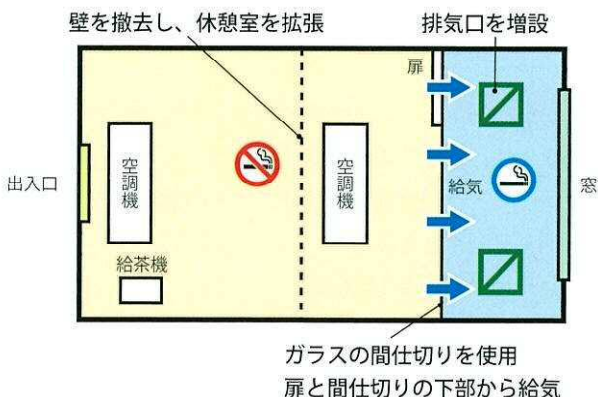
## オフィスでの事例 2

こちらのオフィスの休憩室は、以前はたばこを吸われる方と吸われない方の双方が使用していました。しかし、適切な分煙が実施されておらず、たばこを吸われない方が利用しにくかったため、改善を実施しました。

### ● 改善前



### ● 改善後



非喫煙スペース



喫煙スペース



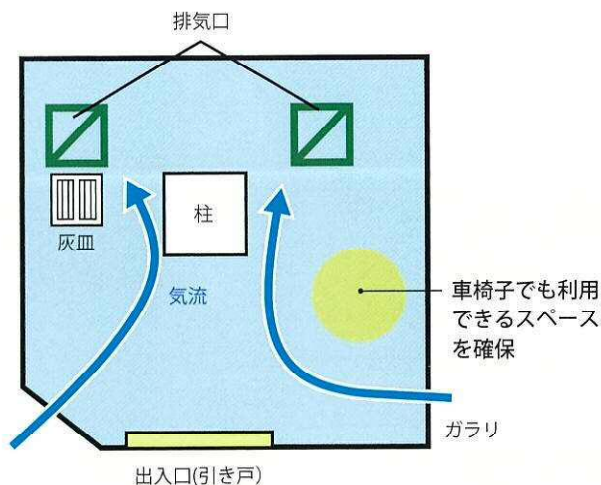
分煙環境の整備事例

### ● ポイント

- ①空室との間の壁を取り除いて休憩室を拡張し、間仕切りにより喫煙スペースを個室化
- ②喫煙スペースの閉塞感を低減させるため、ガラスの間仕切りを使用
- ③給気のために、扉下部・間仕切り下部に開口部を設置
- ④開口部から均一に給気されるよう、天井2箇所排気口を設置

## 商業施設での事例

施設内のフードコートの終日禁煙化に伴い、お客様へのサービスとして、付近に喫煙スペースを設置しました。



### ● ポイント

- ① フードコートから見通せるように、ガラスの間仕切りを採用
- ② 排気効率を向上させ、非喫煙エリアへのたばこの煙やニオイの漏れを防止するために、排気口付近に灰皿を設置して利用者を誘導
- ③ 排気増強のために、天井埋込形の換気扇を2基設置
- ④ 車椅子での利用者のためのスペースを確保

## 屋外での事例 1

オフィスビル2階のテラスに、リフレッシュ・スペースも兼ねた喫煙スペースを整備しました。



### ● ポイント

- ① シーンに応じて利用しやすいよう、ベンチやテーブルを設置
- ② 竹林を中心とした観葉植物で、外からの視界を遮りつつ景観を演出
- ③ 喫煙場所を明確化するために、通路側にもプランターボックスを設置

## 屋外での事例 2

商業施設の外構部に、喫煙スペースを整備しました。この喫煙スペース以外の場所での意図しない喫煙を防ぐことを目的としています。



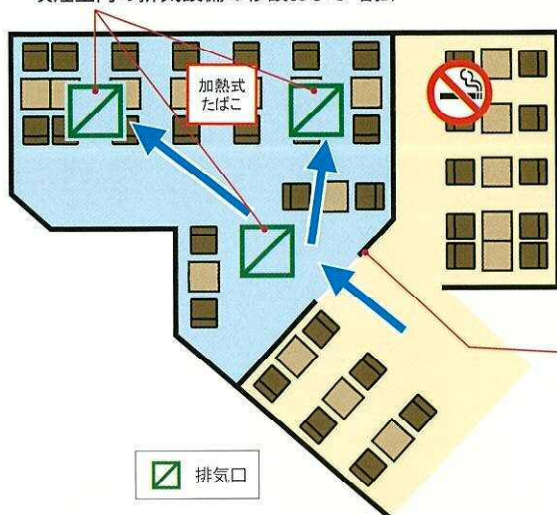
### ● ポイント

- ① たばこを吸われる方の広がり、および周囲からの視認を避けるために、パーティションを設置
- ② 施設内に、喫煙場所への誘導サインを設置

## 飲食店での事例 1

こちらのカフェでは客席のエリア分煙を行っていましたが、非喫煙エリアに煙やニオイが流れていたため、天井までの仕切りを設置して、個室型の分煙環境を整備しました。

喫煙室内の排気設備の移設および増強



開口部の面積を狭めるため、ガラス製のパーティションを設置

店頭表示



### ● ポイント

- ① ガラス製のパーティションを設置して、開口部を狭める
- ② 既存パーティション部分に扉を設置
- ③ 喫煙室内の排気設備の移設および増強を実施
- ④ 店内の喫煙環境を知らせる店頭表示を、店舗の入口に掲示

## 飲食店での事例 2

全席喫煙であった居酒屋店舗において、禁煙席を確保するために分煙を実施しました。



### ● ポイント

- ① 入口風速 0.2 m/秒以上を確保するために、仕切りを設置して開口部を狭める
- ② 店員のオペレーションを考慮して、扉の設置は無し
- ③ 開口部の上部にエアカーテンを設置し、煙やニオイの漏れを防止

# ご質問・お問い合わせ

## よくあるご質問

分煙に関して私たちに寄せられる質問のうち、代表的なものをご紹介します。

**Q.** 喫煙スペースに換気扇を設置しているのですが、室内に煙やニオイがこもったままです。なぜでしょうか。

**A.** 給気（空気の取り入れ）が不足していて、換気扇本来の排気能力が発揮できていない可能性があります。

また、喫煙スペースの利用人数に対して、換気扇の排気能力が不足している可能性もあります。

**Q.** 分煙機を置いているのですが、たばこの煙やニオイが気になります。なぜでしょうか。

**A.** 分煙機は、たばこの煙を軽減することはできますが、ニオイを完全に除去することはできません。他の設備等を併用し、換気量を十分に確保することをお勧めします。

また、分煙機が適切に清掃されていないためフィルターのつまりなどが発生し、機能が十分に発揮されていない、逆にニオイのもととなっている、という可能性もあります。

**Q.** 喫煙スペース内の壁のヤニ汚れや、吸殻による床の焦げ付きが気になります。何か対策はありませんか。

**A.** ヤニが付きにくく清掃しやすい壁材、熱に強く焦げ付きにくい床材など、喫煙スペースに適した内装材の使用をお勧めします。

汚れが目立ちにくい色の建材を使用する、という方法もあります。



**Q.** 飲食店で、分煙を行っていますが、喫煙席から禁煙席に煙が流れてしまいます。壁で完全に仕切る費用はないのですが、どうしたらよいでしょう。

**A.** 分煙にはさまざまな手法があります。たとえば、排気口の近くを喫煙席にしたり、空調の吹き出し口を調整して禁煙席から喫煙席に向かう空気の流れを作ること、改善を図ることができます。また、のれんやカーテンなどで簡易的に仕切ることも効果的です。

ただし、2020年4月以降は、改正健康増進法の技術的基準に合わせる必要があります。

**Q.** 分煙に関してJTにコンサルティングしてもらおうと、どれくらいの費用がかかりますか。

**A.** 分煙に関する各種ご相談・アドバイス等は、無償で行っております。

**Q.** 喫煙スペースで使用する設備の選び方や、メンテナンスの方法などについて相談したいのですが。

**A.** JTでは、喫煙スペースに適した機器や内装材、およびその取り扱いメーカーのご紹介も行っております。また、メンテナンス方法などについてもご相談をお受けしております。

この他にも、以下のようなご質問を受けることがあります。

たばこに関する法律  
や自治体条例等の動  
向を知りたい。

分煙することで、  
どんなメリットがある  
のか知りたい。

分煙したいが、どん  
な設備を導入したら  
いいかわからない。

私たちは、分煙についてはもちろん、条例や社会動向、製品情報など、たばこに関するさまざまなご質問・ご相談等をお受けしております。

次ページに記載のお問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

## お問い合わせ先

### ● JT 各支社

各支社に窓口を設けております。お問い合わせの際には、以下までご連絡ください。

受付時間：平日 9:00～17:40

都道府県	窓口支社	窓口電話番号
北海道	北海道支社	011-351-0550
青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島	東北支社	022-221-2612
群馬・長野・新潟	上信越支社	027-331-9090
埼玉・栃木	北関東支社	048-633-0080
千葉・茨城	東関東支社	043-331-6306
東京・山梨	東京支社	03-6703-0567
神奈川	神奈川支社	045-522-3753
静岡・三重・愛知・岐阜	東海支社	052-300-8605
富山・石川・福井	北陸支社	076-266-3238
兵庫・京都・滋賀	北関西支社	06-7637-1980
奈良・大阪・和歌山	大阪支社	06-6450-1285
鳥取・岡山・島根・広島・山口	中国支社	082-553-1305
徳島・香川・愛媛・高知	四国支社	087-883-9018
福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・沖縄	九州支社	092-303-0245
宮崎・鹿児島	南九州支社	099-833-9250

### ● お客様相談センター

電話番号：0120-198-504

受付時間：平日 9:00～17:00

土日祝日

休業日 創立記念日（6月最初の平日）

12月30日～1月4日

### ● ホームページ

<http://bun-en.com>

## 私たちは、こんな活動も行っています

JTでは、分煙コンサルティング活動以外にも、たばこを吸われる方と吸われない方の双方が共存できる社会を目指して、各方面の協力を得ながら、さまざまな活動を行っています。

「捨てない気持ちを育てる」ことを目的とした市民参加型清掃活動「ひろえば街が好きになる運動」は、全国のお祭りの会場などで多くの方にご参加いただいております。

また、ユニークなコピーとイラストで“大人のお作法”を楽しく学べる広告「大人たばこ養成講座」、喫煙マナーの向上や分煙の重要性を訴えるテレビCMなど、吸われる方はもちろん、吸われない方のことも考慮した活動を続けています。

たばこを吸われる方・  
吸われない方が共存  
できる社会の実現を  
目指した活動

吸われる方はもちろん  
のこと、吸われない方  
も考慮した活動

### ▼「捨てない気持ちを育てる」市民参加型清掃活動の実践

#### ひろえば街が好きになる運動



### ▼大人たばこ養成講座



### ▼たばこを吸われる方へのマナー啓発



あなたが  
吸われる  
マナーは  
変わる。

### ▼テレビCM



<http://bun-en.com>

弊社ホームページでも分煙の手法などについてご紹介しています。

日本たばこ産業株式会社

〒105-8422 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

電話:(03)3582-3111 FAX:(03)5572-1441